

健康診断仕様書

I ＜一般定期健康診断＞

1 履行期間(健康診断実施期間)

契約締結日から令和8年2月27日まで

2 検査項目及び検査方法

健康診断検査の項目及び検査方法は、別紙1「一般定期健康診断の検査項目等」による。

3 検査受診者数及び検査場所

(1) 検査受診予定者数

別紙2「計画書」による。

(2) 検査場所

別紙3「検査場所及び成果品納入場所」による。

4 検査結果の納入期限(契約締結期間)

令和8年3月6日

5 検査実施方法

(1) 期間は、後日担当者から連絡する。

実施時間は午前8:30から午後4:00とする。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、

① 院内備え付け機種によること。

② レントゲン車でを行う場合は、胃部(胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの)のレントゲン車で行うこととする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

健康診断の会場のレイアウトは業者が設置することとし、健診終了後速やかに現状に戻すこととする。

(4) 検査時に使用する受診票については、受注者が作成・負担する。受診票に必要な項目(受診者氏名、生年月日等)については、事前に担当者から提出を受ける。

(5) 健康診断の際には、業者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の受付・誘導等に配慮し、滞りなく受診できるよう配慮すること。

6 その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

定期健康診断実施につき1日当たり、問診を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師その他必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を当てること。

ウ レントゲンの読影について

専門医による読影を行うものとする。

エ レントゲンフィルム類の提出・保管について

胸部・胃部のフィルム類については、指導区分該当者及び精密検査該当者分を抽出し、該当者名を記し提出すること。また、残りの胸部・胃部のフィルム類につい

ては、業者が5年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。5年経過したフィルム類は速やかに廃棄することとする。

(2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について

受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢は、令和8年3月31日現在とする。

(3) 受診票及び検体容器等について

受診票の様式等については、別途担当者と協議し決定することとする。

氏名、生年月日等記載済みの検体容器等については、検査該当日の1週間前に事業所単位に仕分けし、担当者へ提出すること。

(4) 検査結果報告

健診結果は、検査終了後1カ月以内に報告すること。

(5) 検査結果表は、2部作成し担当者へ提出すること。

(6) 検査結果表については、前年度等の健康診断表の写しを担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。

(7) 担当者より受けた健康診断表へ当年度分の検査結果を記入し、担当者へ提出すること。

(8) 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので対応すること。

(9) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当者と必要に応じて打ち合わせること。

(10) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。

別紙 1

一般定期健康診断の検査項目等

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
1 既往歴及び業務歴	① 既往歴及び業務歴の検査においては、治療歴、服薬歴、喫煙歴等の聴取を行うこととなるが、特定健康診査及び特定保健指導との関係をも踏まえ、これらの事項の聴取について徹底を図ること。 ② 問診票（一般定期健康診断）を用いること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。 ③ 情報機器作業従事職員は、健康診断問診票（情報処理検診）を用いること。 ④ 受診者には、心の健康づくりに係るチェック票を提出させること。
2 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	① 視力及び聴力の検査については、一般定期健康診断の回数は、3年につき少なくとも1回とし、これらの検査のうち、健康管理医が特に必要でないと認める検査の項目については、行わないことができる。 ② 腹囲の検査について、次に掲げる職員は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 ア 40歳未満の者（35歳の者を除く。） イ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ウ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者 $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$ エ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。） ③ 腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によることもできる。
3 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	問診、視診及びしよく診により行う。
4 胸部エックス線検査	① 40歳未満の職員（20歳、25歳、30歳及び35歳の職員を除く。）について、医師が必要でないと認める場合には、行わないことができる。 ② 肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することによって行う。
5 喀痰細胞診	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上となる者（過去における喫煙者を含む。）又は6月以内に血痰のあった者を対象とする。

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
6 血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	血糖検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。
7 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能、白血球数の検査	① 心電図の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ウ 問診、聴診の結果、心疾患の疑いがある者で、医師が必要と認める者 ② LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能及び白血球数の検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ③ 貧血の検査は、血色素量及び赤血球数及びヘマトクリット値を検査する。 ④ 腎機能の検査は、血液中のクレアチンを検査する。 ⑤ 膵機能の検査は、血液中のアミラーゼを検査する。
8 胃の検査	① 胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査については、50歳以上の職員に実施するものとし、一般定期健康診断の回数は2年につき少なくとも1回とする。ただし、胃内視鏡検査については、2年につき1回とする。 ② ①のほか、胃部エックス線検査について30歳以上50歳未満の希望する職員に実施する。
9 肝機能検査	① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ② 血液中のGOT、GPT及びγ-GTPを検査する。
10 便潜血反応検査	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。
11 子宮がん及び乳がんの検査	① 35歳以上の女性職員及び35歳未満の希望する女性職員を対象とする。 ② 子宮がん検査については、問診及びスメアーにより検査する。 ③ 乳がんの検査については、以下により検査する。 ア 問診 イ レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ）又は超音波撮影（エコー）

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
12 第1項から第10項までの検査の結果必要と認められる検査	① 肝炎に罹患した可能性がある者とされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者に対する肝炎ウイルス検査 ② その他必要と認められる検査

I <一般定期健康診断 >

検 査 項 目		予 定	履行期間 (実施時期)	備 考
1 問診・視診・しよく診	全員	16	契約締結日 ～令和8年 2月27日	
2 体重・身長・肥満度	〃	16		
3 視力の検査	3年につき少なくとも1回	16		
4 聴力の検査	〃	16		
5 腹囲の検査	全員(医師が必要でないと認めるときは省略できる)	16		
6 血圧検査	全員	16		
7 心電図検査	35歳時・40歳以上及び希望者	12		
8 尿検査	全員(蛋白・糖・潜血)	16		
9 胸部エックス線検査	全員(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く40歳未満の職員について、医師が必要でないと認めるときは省略できる)	16		
10 胃部エックス線検査	50歳以上及び30歳以上50歳未満の希望者	8		
11 血液検査	35歳時40歳以上及び希望者	13		
12 喀痰細胞診	40歳以上及び30歳以上の希望者で喫煙指数600以上	1		
13 便潜血反応検査	40歳以上及び30歳以上の希望者	11		
14 肝炎ウイルス検査	肝炎にり患した可能性がある者とされている者及び肝機能検査で異常所見を有する者	1		
15 子宮がん検診	35歳以上及び35歳未満の希望する女性職員	4		
16 乳がん検診 (マンモグラフィー)	35歳以上及び35歳未満の希望する女性職員	2		
(エコー)	〃	2		